

平成19年度第4回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会
議事概要

- 1 日時
平成20年2月15日(金)午後1時30分～
- 2 会場
新潟市役所 白山浦庁舎5号棟4階401会議室
- 3 出席委員(3名)
及川委員(部会長), 千葉委員(部会長代理), 藤堂委員
- 4 事務局出席者
池田環境対策課長, 関根環境対策課長補佐, 松田環境対策課企画係長, 小泉環境対策課主査 ほか

<開会>

関根補佐 本日の出席状況については, 6名中3名の委員から出席いただいている。

<議事>

及川委員 今日でだいたい大筋のところを整理し, 次回は, 最終的な報告をまとめることになる。
まず, 第3回部会で積み残した検討事項について, 事務局から説明をお願いしたい。

松田係長 (第3回環境影響評価制度検討部会検討事項に関する補足資料に基づき説明)

及川委員 第3回部会の3つの検討事項について説明があったが, 何か意見などは。
千葉委員からバードストライクに関する意見があったが, いかがか。

千葉委員 現時点で考えられる影響・要因やガイドラインなどを示されており, ここまで調べられているのであれば, とりあえず十分だと思う。

- 及川委員 事前配慮手続きについては、いかがか。
- 藤堂委員 ピンクの のところに事前配慮事計画書とあるが、事前配慮計画書でよいか。
- 小泉主査 「事」が不要なので、訂正する。
- 藤堂委員 審査会について、市民の参加は、川崎市の例が個人的なイメージに近い。
川崎市は、メンバーの3分の1近くを市民が占めていて目立っている。
他の自治体を見ても、学識者でない人を入れているのは、バランスを考えてのものかと推察されるので、新潟市の審査会でも前向きに検討していただきたい。
市民参加があった方が、透明性などの観点からもいいと思う。
- 及川委員 設立当初と違って、新潟県の審査会も大分メンバーが増えて、多様な構成となっている。
審査会の構成については、設置時に改めて事務局で検討され、案を示されるだろう。
- 【事後措置について】**
- 及川委員 続いて、検討課題7「事後措置について」ということで、事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料7, 資料7 - 1, 資料7 - 2, 資料7 - 3 及び資料7 - 4 に基づき説明)
- 及川委員 事後措置の流れについて説明があった。
南委員からの文書による意見の中に、この点に関するものがあるか。
- 松田係長 南委員から「検討課題7・8・10については、新潟市の案に基本的に賛成である。特に、7の「事後措置」について、事後の検証は必要であり、是非とも盛り込むべきである。」との意見をいただいている。
- 千葉委員 資料のとおりで、すべて妥当だと考える。

- 藤堂委員 資料7 - 4の中で、報告書を公表・閲覧し、その後、行政が判断するということが、市民意見をフィードバックする仕組みがないように感じられるが。
市民が報告書を閲覧し、何か意見があった場合は、市長への手紙などで発言するということが。
- 及川委員 報告書を公表・閲覧するときに市民意見の聴取も含まれ、市民意見を踏まえた審議を行うということではないのか。
- 松田係長 やり方は、2種類考えられる。
今までのアセスの手続きと同様に、公告・縦覧という形で何日間か縦覧を行い、市民意見を聴取し、それを審査会に諮るというような確固たる手続きとするものが1つ。
もう1つは、公告・縦覧により意見聴取を行うという制度でなく、新潟県、神戸市、名古屋市、京都市などが行っているようなアセスの実施後に環境への影響が著しくないことを確認する報告書を提出させ、その報告書をホームページなどでずっと公表するというもの。
資料のとおり、3分の1強の自治体は、公告・縦覧で意見聴取する制度を採用し、その他の自治体は、意見聴取を求めず、報告書の公表だけを行う制度を採用している。
後者は、終了した事業が確かなものであったかを確認する制度であり、新潟県もこのような制度としており、新潟市も意見を徴収するために公告・縦覧を行うという立場でないということ。
- 藤堂委員 パブリックコメントとは、どう違うのか。
パブリックコメントという仕組みを、よく行政が用いているが。
- 松田係長 公告・縦覧とパブリックコメントは、基本的に同じもの。
公告・縦覧の場合、その期間を決めて、資料を窓口などに配置し、意見を記入する用紙を置く。閲覧者は、氏名まで求めないが、閲覧したことをチェックし、意見を出すというもの。
- 藤堂委員 私の意見は、可能であればパブリックコメントを採用した方がいいということ。
別案だと、コメントをつけられないので。
また、行政が判断するときにパブリックコメント受け、その意見に答えるということをやると、行政が判断するときの根拠というものがあ程度市民に説明できる。

- 藤堂委員 このプロセスとしては、閲覧の部分にパブリックコメントを組み込み、そのフィードバックを受けて、行政が判断する回答をするというように進めると、市民と対話する行政という感じがしていいのでは。
- 千葉委員 スタンスとしては、藤堂委員の意見は、丁寧だと思う。
- 藤堂委員 新潟市の他の行政計画でも、最近よく見かける手法なので。
- 池田課長 条例化されている市のパブリックコメントの制度は、市の施策について必ず市民の意見を聞くべしというもの。
- 及川委員 施策に対してパブリックコメントを求めて、それを整理して、その内容について公表するというものがあるけれども。この点については、次回までに市民にとっても事業者にとってもベストな形を検討していただきたい。パブリックコメントを実施することによって、手続きの期間が長くなるということはないか。
- 池田課長 結果として事後措置を求めることがあるかもしれないけれども、この手続きによって事業が遅れるということは、想定されない。
- 及川委員 これまで、事後評価が必要だということを言われ続けていた。
- 池田課長 事後評価は、大事なことである。
- 千葉委員 事後評価を行うということは、いいことだが、事後評価の時間軸をどの程度まで見込んでおけばいいのかという心配がある。非常に時間が経過してから、思わぬ環境への影響が生じることがなければいいけれども、この点については。
- 松田係長 事後評価は、竣工して、運用を開始してからの話だと思う。ただし、事業によっては、時間が経過してから影響が表面化するものもあると思うので、最初からどういうことをいつまでにやるというような計画書を提出させることになる。その計画書は、方法書や準備書の中に含めるということ。
- 小泉主査 事後評価の時間軸については、自治体の制度によって差がある。予め期間を設定して、毎年報告書を提出させる自治体もある。1度の報告だけでなく、継続して何回か提出させ、その都度、手続きを取っていくというやり方もある。

- 小泉主査 工事期間中の評価というものもあり，工事が終わった段階で報告書を出し，さらに，供用開始のタイミングで報告を行うものもある
運用のやり方でさまざまな方法があると思うが，まず計画書の中で評価方法を定め，事業ごとの特性に応じ，継続して将来まで評価しなければならないものは，何年か評価を継続する必要があるということ。
- 千葉委員 あくまでも事業特性と関係する部分であり，制度の仕組みとして行政の監視体制が担保されていれば問題ない考える。
- 松田係長 東京都は環境影響事後調査基準を設け，計画書を作らせている。「調査時点は，評価書に記載した予測対象時点とする。ただし，工事の施工中に係る事後調査については，工期を考慮して調査時点を選定することができる。」というようなものである。
- 及川委員 新潟市も調査基準も定めなければならないか。
- 松田係長 自治体によって，定めているところと，定めていないところがある。
基準の作り方も，自治体によって違いがある。
- 及川委員 基準がなければ，評価ができない。
- 松田係長 新潟市も配慮指針だけでなく，制度の運用に係る具体的な基準がいくつか必要になると考える。
- 及川委員 工事に伴う評価というものも必要になるかもしれない。
しかし，工事の途中で一時中断するというのも上手くないか。
- 松田係長 一時的に報告書を提出させるという方法もある。
工事計画の中で測定の実施を盛り込ませ，その報告を求めるというもの。
その報告内容が基準を超えていた場合は，新潟市が現地調査を行うということになる。
- 及川委員 検討課題7の「事後措置について」は，他に意見がないか。
それでは，パブリックコメントなど，どのように市民との協調を得るかということについて，最善の手法をさらに検討していただきたい。

【住民等の関与及び情報公開について】

- 及川委員 検討課題 8「住民等の関与及び情報公開について」ということで、事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料 8 , 資料 8 - 1 及び資料 8 - 2 に基づき説明)
- 及川委員 住民等の関与及び情報公開について説明があった。
住民等の範囲について、新潟市に居住する者に限らず、県内、県外、国のどこでもすべて意見を提出することができるかと考えられるか。
- 松田係長 法律の制定において関与の範囲については、「地域の環境情報は、その地域住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等によって広範に保有されていること等から、有益な環境情報を収集するため、意見提出者の地域的範囲は限定しないことが適当である。」という答申が中央環境審議会からされており、その考え方は、どの自治体も踏襲している。
- 及川委員 とすると、誰でも意見を提出できると。
- 松田係長 そのとおり。
- 及川委員 情報公開については、アセス図書館のようなものがあって、そこへアクセスすることで事前配慮計画書、方法書、準備書価書をすべて閲覧することができるのか。
- 松田係長 新潟県や国のホームページを見ると、ある様式でまとめたものを公開している。
- 及川委員 あの分厚い冊子をそのままスキャンしたようなものを公開するという意味でないと考えてよいか。
- 松田係長 そのとおりだが、冊子は、いつでも閲覧できる状態で保管することになる。
なお、先ほどの検討課題 7 で指摘されたように、事後調査報告書に係る公告・縦覧時に意見聴取を行うことになると、事後調査報告書についても住民等の関与が関係してくる。
- 千葉委員 住民等の関与ということ、あえて「等」の字句をつけたことは、地域住民に加えそこに住んでいないけれども諸事情があるために範囲を広げたと解釈してよろしいか。

- 松田係長 そのとおりで，中央環境審議会の答申においても住民等の関与という表現がされている。
- 藤堂委員 及川委員からも質問があったように，資料をすべてアプローチするのかという点については，気になる部分がある。
資料を公開する場合に，冊子が見たいという要求があったときは，どのような対応を考えているか。
- 松田係長 市が保管している冊子を見せることになる。
また，冊子のコピーを求められた場合は，コピー代をいただいて，複写物を渡すことになる。
行政資料は，原則公開であり，やはりコピー代をいただいて，複写物を渡すという制度になっているので，アセス図書も同様の取扱いになる。
- 藤堂委員 現在，ワープロや図版で作成した資料は，全部PDFファイルに変換できるが，容量にこだわらないのでデータが全部欲しいと求められた場合は。
- 千葉委員 そのケースについては，必ずしもデータの全部を渡すということにならない場合も考えられる。
場合によっては，生物の希少種のデータが記載されているので，オープンにできない情報は，何らかの対策を講じる必要がある。
- 及川委員 千葉委員の指摘のとおり，一番危険なのは，生物の生態系の貴重種について。
アセス資料の中には，その情報が記載されているので，そのような情報を出さないような明確なルールを設けたうえで情報公開に供するということ。
また，個人情報についても同様と考えられる。
- 松田係長 一方，市役所の人事異動などで管理担当者が分からなくなるといふ危険も想定されるので，間違っても非公開情報を出さないような管理システムを構築する必要がある。
- 及川委員 いずれにしても，どのようなものが非公開情報であるかを明確にしておく必要があるということ。
- 【その他（制度の実効性の確保）について】
- 及川委員 次に，検討課題9「その他（制度の実効性の確保）について」ということで，事務局から説明をお願いしたい。

- 松田係長 (資料9及び資料9-1に基づき説明)
- 及川委員 その他(制度の実効性の確保)について説明があったが、資料のとおりにはしなければならないだろうと思う。
この課題については、いかがか。
- 千葉委員 この課題については、南委員からも氏名公表について指摘がされている。
新潟県の場合は、氏名公表をするということだが、新潟市の案では、勧告や勧告内容の公表ができるということで少し内容が異なっている。
この「勧告内容を公表する」ということの中身として、例えば事業者名の公表も含むか。
- 松田係長 この内容については、事業者名も公表するという考え方である。
- 及川委員 事業者名を公表しないのでは、実効性を確保できない。
- 【その他(法対象事業に関する手続き)について】
- 及川委員 次は、検討課題10「その他(法対象事業に関する手続き)について」ということで、事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料10及び資料10-1に基づき説明)
- 及川委員 事前配慮の実施というところは、新潟県は、もともと求めているけれども、新潟市は、任意として求めるということか。
- 松田係長 法案件に関しては、任意でお願いしたいということ。
- 及川委員 検討課題10については、ほぼ資料のとおりでよいと思う。
- 及川委員 それで、検討課題は、これですべてか。
- 松田係長 これですべてだが、いくつか検討ということでないが、一般的に条例の中に入れておくべきものがある。
例えば、近隣自治体との協調などの項目については、答申の中に文章として盛り込み、答申(案)の検討の中で見ていただきたい。
- 及川委員 確かに新潟市だけでなく、近隣への配慮や意見を求めるということになっている。

及川委員 　今日は，検討課題 7 から 10 まで，事後措置を中心に検討して
いただいたということで，今日の審議を終了する。

【閉会】

関根補佐 　これまで計 4 回の部会を開催し，制度の骨格について検討して
いただいた。

これを受けて 5 月に開催予定の環境審議会において，部会の検
討結果を取りまとめた答申案を文章の形で中間報告として報告
を行う予定。

については，審議会の前に今一度部会を開き，中間報告（案）に
ついて検討していただきたい。

当初は，全 4 回の予定だったが，もう 1 回追加開催することと
したいがよろしいか。

（異議なしの声）

及川委員 　それでは，整理されたものを 4 月に検討するというところで願
いしたい。

関根補佐 　これで，第 4 回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会を閉会
する。